釜石市再生可能エネルギーゾーニング事業

公募型プロポーザル実施要領

令和５年１０月

釜石市　産業振興部　国際港湾産業課

【目　次】

１　趣旨 １

２　プロポーザル概要 １

３　実施スケジュール １

４　審査の概要 ２

５　参加資格要件 ２

６　質問及び回答 ２

７　参加表明書の提出 ３

８　参加資格審査結果通知 ４

９　企画提案書の作成要領 ５

10　企画提案書の提出 ６

11　プレゼンテーション ６

12　審査基準 ６

13　契約までの流れ ７

14　参加表明書及び企画提案書の無効 ７

15　その他 ７

**１　趣旨**

　本要領は、釜石市再生可能エネルギーゾーニング事業（以下「本業務」という。）について、本市の再生可能エネルギー推進の取組や課題を的確に捉えて最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託候補者として選定するための公募型プロポーザル実施に関する必要な事項を定めたものである。なお、本プロポーザルの対象は令和５年度及び令和６年度の２ヵ年とするが、契約は単年ごとに行うものとし、令和６年度の事業は本市の予算確保の状況及び環境省補助金公募状況により事業規模等が変更となる可能性があるものとする。

**２　プロポーザル概要**

（１）業務名

釜石市再生可能エネルギーゾーニング事業

（２）業務内容

特記仕様書のとおり

（３）方法

　　　　公募型プロポーザル

（４）履行場所

釜石市全域

（５）履行期間

令和５年度：契約締結日の翌日から令和６年２月９日まで

令和６年度：環境省補助金の公募の詳細が示された段階で決定するもの

（６）提案上限額

令和５年度：11,979,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和６年度：21,340,000円（消費税及び地方消費税含む）

※　令和６年度の金額は、現時点における予定であり、本市の予算確保の状況及び環境省補助金の公募状況により事業規模等が変更となる可能性がある。

　（７）留意事項

本業務は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会による「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」のうち、「第１号事業の２」（補助事業名：円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業）の活用を前提にしているため、提案者は本事業の公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案を行うこと。※公募要領の入手は提案者が行うこと。

**３　実施スケジュール**

　実施スケジュールは以下のとおりとする。

（１）公募開始の公告 令和５年10月20日（金）

（２）質疑の受付締切り 令和５年10月26日（木）

（３）質疑への回答（適宜回答する場合がある） 令和５年10月27日（金）

（４）参加表明書等提出期限（一次審査） 令和５年11月２日（木）

（５）一次審査結果通知（企画提案書提出要請） 令和５年11月６日（月）

（６）企画提案書提出期限 令和５年11月10日（金）

（７）プレゼンテーション実施 令和５年11月15日（水）

（８）二次審査結果通知(最優秀者・次点者の特定) 令和５年11月16日（木）

（９）契約に伴う見積書徴収 令和５年11月17日（金）

（10）契約締結 令和５年11月20日（月）

**４　審査の概要**

審査は５に示す参加資格要件を満たす者に対して第一次審査（業務実績審査）を実施し、上位３者を一次審査合格者とし二次審査（提案書内容審査、プレゼンテーション、価格審査）を実施し、一次審査、二次審査の評価合計点の最も高い企画提案者を最優秀者、２番目に高い企画提案者を次点者として特定する。なお、最優秀者選定後に仕様書及び本要領の内容を満たしていない等の不備が明らかとなった場合、次点者を最優秀者として採用するものとする。

**５　参加資格要件**

　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

（１） 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当していないこと。

（２）令和５・６年度市営建設工事等請負資格者名簿（市内・市外）に登録されていること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。

（４）プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める指名停止期間又は入札参加資格停止期間に該当する者でないこと。

（５）釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）に規定する暴力団その他の反社会団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

（６）建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「建設環境」部門に登録されていること。

（７）平成30年度以降に、東北管内の自治体の再生可能エネルギーに関するゾーニングマップの作成業務を元請けとして受託した実績を有する者である。

（８）配置予定技術者は、次の要件を満たす者であること。

ア　管理技術者は、上記（７）に掲げる業務実績を有する者かつ、技術士（環境部門（自然環境保全））又は技術士（環境部門（環境影響評価））の有資格者であること。

イ　照査技術者は、上記（７）に掲げる業務実績を有する者かつ、技術士（環境部門（自然環境保全））又は技術士（環境部門（環境影響評価））の有資格者である。

（９）国税及び地方税を滞納していないこと。

**６　質問及び回答**

（１）提出方法

不明な点がある場合は、質問書（様式１）に質問事項をまとめ、電子メールにより事務局へ提出すること。

（２）提出期限

令和５年10月26日（木）午後５時まで

（３）提出先

釜石市　産業振興部　国際港湾産業課

E-mail： kouwan@city.kamaishi.iwate.jp

（４）回答方法

提出された質問に対する回答は、令和５年10月27日（金）に質問者に対して電子メールにより通知するほか、釜石市ホームページにて公表することとする。

**７　参加表明書の提出**

　本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入の上、事務局まで持参又は郵送により提出すること。なお、以下の提出書類については第一次審査における業務実績審査の対象とする。

（１）提出書類

ア　参加表明書（様式２）

イ　登記事項証明書（現在事項全部証明書）

ウ　事業者の同種業務等実績書（様式３）

① 同種業務実績：事業者の業務遂行能力を判断する

　　平成30年度以降に元請けとして受託した都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務(促進エリアの設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援等)について記載すること。

② 同種補助金活用実績：補助要綱や各種事務手続きへの精通度を評価する

　　本業務で活用予定の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）１号事業２を活用した同種業務を元請けとして受託した実績について記載すること。

③ 釜石市内における再生可能エネルギー関連事業実績：地域精通度を評価する

　平成30年度以降の釜石市内における再生可能エネルギーの推進に関する業務実績（再生可能エネルギーに関する各種計画策定業務又はポテンシャル調査業務、各種環境調査を含む業務等）について記載すること。

④ 実績の証明資料の提出

　上記の記載に当たっては契約を証する書類（業務契約書・完了届、又はテクリス実績）の写しを、記載した業務全部について添付すること。

　なお、提出された業務実績について疑義が生じた場合については、提出者に確認の上、本市がこれを判断する。

エ　業務の実施体制表（様式４）

① 契約締結後における業務の実施体制（管理技術者、照査技術者、担当技術者の氏名、

実務経験、担当する業務等）について記載すること。

② 管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

③ 主担当技術者と管理技術者及び照査技術者は兼ねることができない。

④ 各技術者について、保有資格を記載した場合は、資格を証明する書類の写しを添付す

ること。

オ　配置技術者の業務実績書（様式５）

① 管理技術者の実績

　　平成30年度以降に元請けとして受託した都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務(促進エリアの設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援等)について管理技術者として担当した業務について記載すること。

② 照査技術者の実績

　　平成30年度以降に元請けとして受託した都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務(促進エリアの設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援等)について担当した業務について記載すること。

③ 主担当技術者の実績

　　平成30年度以降に元請けとして受託した都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務(促進エリアの設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援等)について記載すること。

（２）提出期限

令和５年11月２日（木）午後５時

（３）提出場所

〒026-8686

岩手県釜石市只越町3-9-13

釜石市　産業振興部　国際港湾産業課

電話：0193-27-8423　　FAX：0193-22-9505

（４）提出部数

正本１部　副本３部

（５）提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア　持参

閉庁日を除く午前９時から午後５時までに提出場所へ直接持参すること。

イ　郵送

封筒に「プロポーザル参加表明書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに提出場所へ届くように提出すること。

**８　参加資格審査結果通知**

　提出された参加表明書（７の（１）に掲げる書類）を事務局で確認・審査し、令和５年11月６日（月）に企画提案書の提出の可否について、参加表明書の各提出者に対し、書面により通知するとともに、合格者に対しては企画提案書の提出を求めるものとする。

**９　企画提案書の作成要領**

　企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

（１）企画提案書表紙（様式６）

（２）企画提案書

　様式は自由とする。ただし、原則Ａ４判縦、文字サイズは12ポイント以上とし、10ページ以内とする（両面印刷の場合は５枚以内、表紙及び目次はページ数に含めない）。また、業務参考見積書は、ページに含めない。

　企画提案書の内容は、実施可能なものとし、以下の課題・テーマについて必要に応じて図等を使用し、簡潔に記述すること。

（３）課題・テーマ

ア　業務の実施方針

　釜石市の再生可能エネルギーに関する関連計画や取組の現況を踏まえ、業務の実施方針を提案すること。なお、実施方針の作成に当たっては、本市の目指す姿を実現するための本業務の「基本コンセプト」を簡潔に明示するほか、業務の実施体制、業務フローを記載すること。

イ　釜石市再生可能エネルゾーニング事業の作業手法

　本市の再生可能エネルギー導入に際して提案者が留意すべきと考える事項（課題）を複数挙げた上で、作成した実施方針に則り、その課題解決の考え方や方策、最適なゾーニング手法、地域の合意形成手法、その他仕様書に記載する事項について提案すること。なお、提案内容には具体的な取り組みスケジュール、協議会の開催回数などについても提案すること。

ウ　自由提案

　その他、本市の地域特性や提案者が有する実績や知見を活かし、ゾーニングに附随する提案や本市の地域振興に資する方策について、実現可能性を踏まえて自由に提案すること。

エ　業務工程

　上記提案内容を反映した業務工程を提案すること。なお、会議等の運営支援に係る工程は、提案者の想定で記載するものとする。様式は自由とするが、見やすさや情報量を考慮してＡ３版を使用する場合には、Ａ４版２ページ分の用紙量としてカウントする。

（４）業務参考見積書

　見積書は年度ごとにＡ４判で作成すること。その他の様式は自由とする。９の（３）における提案内容及び当業務の特記仕様書の業務内容を踏まえ、作業項目ごとに内訳が分かるように記載すること。なお、内訳金額は税抜価格とし、業務価格には消費税及び地方消費税を加えた合計金額も記載すること。

**10　企画提案書の提出**

（１）提出期限

　　令和５年11月10日（金）午後５時

（２）提出場所

　　７の（３）に同じ。

（３）提出部数

ア　企画提案書表紙（様式６） 正本１部

イ　企画提案書 正本１部　　副本10部

ウ　業務参考見積書 正本１部　　副本10部

（４）提出方法

　　７の（５）に同じ。

**11　プレゼンテーション**

　企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、企画提案書（10の（３）に掲げる書類）の提出者によるプレゼンテーション及び審査委員会による審査を実施する。

（１）プレゼンテーション予定日

　令和５年11月15日（水）を予定（詳細は、別途参加者に通知する。）。

（２）プレゼンテーションの場所

　釜石市役所（詳細は、別途参加者に通知する。）

（３）出席者

　業務配置予定技術者３名以内とし、業務体制表に記載された主担当技術者は必ず出席すること。

（４）プレゼンテーションの持ち時間

　プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。

（５）その他

ア　プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施するものとし、提案書の差し替えや追加資料の提示等は認めない（企画提案書の要約やプレゼンテーションで使用するスライド資料の配付は可とする。）。

イ　プロジェクター及びスクリーンは本市が用意し、パソコンを使用する場合は、提案者が準備すること。

**12　審査基準**

（１）企画提案の項目

参加表明書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に関する評価は、以下の評価項目によるものとする。

ア　参加事業者の同種業務実績等（様式３の記載内容）

イ　管理技術者、照査技術者、主担当技術者の同種業務実績等（様式５の記載内容）

ウ　企画提案書（課題に対する提案内容の妥当性及び的確性など）

エ　プレゼンテーション（専門技術力、取組み意欲、コミュニケーション力など）

オ　業務見積書（業務コストの妥当性）

（２）企画提案項目の評価割合と評価基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企画提案項目 | 配点 | 評価割合 |
| 一次審査 | 1. 参加事業者の同種業務実績等管理技術者、照査技術者、主担当技術者の同種業務の実績 | 100 | 20％ |
| 二次審査 | 1. 企画提案書 | 250 | 50％ |
| 1. プレゼンテーション | 100 | 20％ |
| 1. 業務見積書 | 50 | 10％ |
| 総合 | 合計 | 500 | 100％ |

**13　契約までの流れ**

（１）特定結果の通知及び公表

　　特定結果については、令和５年11月16日（木）に企画提案書の提出者に対して、書面により通知するとともに、本市のホームページにおいて公表する（特定されなかった事業者については、会社名は公表しない。）。

（２）契約に係る協議

審査の結果、最優秀者となった者と本業務の実施内容等について協議を行った上で、契約に伴う見積書を徴収し、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

**14　参加表明書及び企画提案書の無効**

　次の事項のいずれかに該当する場合は、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とする。

（１）審査の公平な執行を妨げたと認められた場合

（２）提出期限を過ぎて提出された場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）業務参考見積書の金額が提案上限額を超えた場合、提案額が著しく低かった場合

**15　その他**

（１）本プロポーザルに参加することに係る費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

（３）参加表明書に記載した配置技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要な場合は、発注者と協議の上、了解を得ること。

（４）本業務の主たる業務（総合的企画、技術的判断、業務の遂行管理等）または費用の合計額の50%を超える部分の再委託は原則として認めないものとする。